

監査請求人 野 村 一 也 様

蘭越町監査委員 天 水 さとい



蘭越町監査委員 向 山 博



蘭越町職員措置請求却下通知書

令和6年12月17日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求については、下記の理由により却下します。

記

1 請求の要旨

令和6年12月17日付けをもって受け付けた蘭越町職員措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解されます。

①請求の要旨と求める措置

・町有地の土地賃貸借契約第6条第2項に基づき令和7年3月31日をもって、当該町有地の賃貸借契約を解除することを求めること。

・蘭越町が被った損害の補填のために、賃借人に対し不当利得返還請求をすることを求めること。

2 却下の理由

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員についての違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産

の管理を怠る事実に限定されており、これらのいずれかに該当すると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものです。

住民監査請求が適法となるためには、財務会計上の行為の違法性・不当性の根拠を単なる憶測や主観にとどまらず、具体的かつ客観的に示すことが必要とされております。

請求の要旨の1点目、賃貸借契約の解除の前提となっている賃借人の詐欺行為について、提出された職員措置請求書等では、詐欺の構成要件を満たしているか不明瞭なことから補正するよう求めましたが、提出された補正書には具体的かつ客観的に示す内容の記載はなく、賃貸借契約を締結・履行した財務会計上の行為が、違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

また、賃貸借契約の解除の根拠としている湯里駐車公園の北ブロックが公園としての機能を失っていることや賃借人が予定していた事業を行っていないことについても、対象行為自体の違法性についての摘示はなく、賃貸借契約を解除しなかった財務会計上の行為が、違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

請求の要旨の2点目、不当利得返還請求権が存在すると認めるためには、4つの要件（利益・損失・因果関係・利益を保持する法律上の原因がない）を全て満たす必要があり、その要件に該当するという事実の主張が不明瞭なことから補正するよう求めましたが、提出された補正書に具体的かつ客観的に示す内容の記載はないことから、不当利得返還請求権が存在するとは認められません。

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法・不当な行為又は怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適性を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度です。

そのため、監査の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、町に何らかの損害を与えるもので、ひいては住民全体の利益に反するものでなければなりません。

請求人から提出あった職員措置請求書等や補正書には、職員等の違法又は不当な財務会計上の行為による町の被った損害については示されておらず、蘭越町に財産的な損害が発生し又は発生しようとしているとは認められません。

以上のことから、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。